

千葉商科大学同窓会支部長会会則

(主 旨)

第1条 この会則は、千葉商科大学同窓会会則第30条の2に基づき設置した支部長会について、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本会は、千葉商科大学同窓会支部長会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、千葉商科大学同窓会本部内に置く。

(目 的)

第4条 本会は、千葉商科大学同窓会各都道府県支部の組織の充実発展及び会員の拡充を目的とし、あわせて同窓会本部及び母校の事業に支援、協力等をするを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部組織の活性化を図るための事業
- (2) 支部組織の拡充を図るための事業
- (3) 会員の拡大を図るための事業
- (4) 支部相互の啓発を促進するための事業
- (5) 同窓会本部及び母校への支援及び協力

(会 員)

第6条 本会の会員は、支部の支部長とする。

- 2 支部長に就任し、同窓会本部及び本会に届け出たとき会員となり、支部長を退任したとき退会となる。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 役員は、総会において会員のなかから選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事は、会務に参画し、会務処理に当たる。
- 4 監事は、本会計監査する。

(役員任期等)

第10条 役員任期は2年とする。但し、役員に欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまではその任に当たる。

(会議)

第11条 本会の会議は、支部長会(以下「総会」という。)及び役員会並びにブロック総会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催し、会務及び会計の報告、事業計画及び予算、役員選出、本会則の改正、その他本会に関する重要事項の議決を行う。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長とする。但し、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長とする。但し、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

(ブロック制)

第14条 支部長会にブロック制を設け、地域に密着した同窓会活動の活性化と組織の拡充を図る。

2 ブロックは、別表の区分とする。

3 各ブロックにブロック幹事1名及び副幹事1名を置き、当該ブロック支部長の互選により選出する。

4 ブロック幹事及び副幹事の任期は2年とする。但し、再任することができる。

5 ブロック幹事は、ブロック内の同窓会活動全般に関する事案のとりまとめを行う。

6 副幹事は、ブロック幹事を補佐し、ブロック幹事に事故あるときはこれを代行する。

7 ブロック総会は、年1回開催する。

8 ブロック総会は、ブロック幹事が招集し、総会の議長に当たる。

(会計)

第15条 本会の経費は、同窓会本部交付金、会費、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、年会費として2,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 本会則の改正は、総会において出席会員の2分の1以上の同意をもって決する。

(その他)

第 18 条 本会の会則に定めない事項については、会長が役員会に諮り定める。

付 則

1. この会則は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。
2. この改定は、平成 23 年 9 月 10 日から施行する。但し、第 1 条の改正は平成 23 年 10 月 30 日から適用する。

別 表

ブロック	県名
A ブロック	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 宮城県 福島県
B ブロック	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 長野県 新潟県 山梨県
C ブロック	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県 富山県 石川県
D ブロック	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県 愛媛県 香川県 宮崎県 沖縄県